

総務文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成27年6月18日(木)
15時31分開会 16時42分閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：鈴木孝寿
委 員：北村光明、木村好孝、口田邦男、中島里司
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査の申し出について
 - (2) その他
 - ①義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について
 - ②地方財政の充実・強化を求める意見書について
 - ③関連質問について
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：（高橋政悦）総務文教常任委員会の会議を開きます。

議件（1）所管事務調査の申し出について

委員長：早速、議件に入りたいと思います。先般、16日にお願ひしていた所管事務調査の申し出ということで、意見を求めたい。

北村委員：今回の保育所の異物混入の報告があり、学校給食の異物混入と一緒に、両方行けるのか分かりませんが、マニュアルの運用の仕方等で調査に行ってはどうか。

委員長：保育所に関しては所管が違うので、行くとすれば学校給食センターに限定される。順次意見を聞く。

鈴木委員：民間と役所とのパートナーシップ協定という言葉が最近よく出ている。限られた資金をどうやって有効に使えるかという部分を検証していきたいと考えるが、いかがか。

委員長：パートナーシップ協定の視察という意見があったが、その他の意見を聞きたい。

木村委員：今まで聞いた中では、一つは災害関係の部分で、町としての重点で水や土砂崩れがあるが、同じような条件で災害対策を練っているのか。また、それと関連して民間の町内会組織の援助や支援の体制が整っているところが管内的にあれば、そういうところもいいのではないか。

委員長：木村委員から災害対策の視察研修や民間等の支援という意見が出た。

中島委員：所管事務調査の申し出で、町内なのか町外なのか。町内か町外か先に決めてからの方がいいのではないか。

委員長：条件的に全部出していただき、管内・管外あると思うが、鈴木委員が言われたパートナーシップ協定については、メインは札幌市になる。札幌市の視察が混んでいて、不可能もあるということで、とりあえず全部聞いてから順番を決めて、日程を調整しようかと考えていた。

中島委員：一般質問で鈴木委員が質問されていた地域コミュニティの再生ということで、道内で事例があるとらえたが、町内会は所管外なので考え直すことにする。

口田委員：思い浮かばない。町内だけに固執しないで、今回は管外に対象を向けたい。

委員長：今、皆さんの意見を聞いた段階で、第1希望として管外へ行くということで、鈴木委員が言われたパートナーシップ協定は札幌市になり、可能であれば事務局から日程調整していただく。ただ、札幌市だけでは足りないの、木村委員の言われた災害対策の民間支援も事例があれば加える。パートナーシップ協定を結んでいる相手側の企業に行ければ、その話も聞きたい。これらの日程が難しいということであれば、9月定例会までの間は給食センターへ行くというような形で計画しようと思うが、いかがか。

中島委員：今、給食センターが出たので、食べ物に関わっての計画設定になれば、どこかの学校で子どもたちと給食を食べるという体験もいいのではないか。合わせて考えてはどうか。

委員長：中島委員から給食センターの視察に関しては、給食と一緒に食べるということと合わせて、食材の納品現場も見るといいのかなどうか。

中島委員：委員長に一任する。検食するという意味ではなく、子どもたちはどうやって楽しんで食べているのか。

委員長：今のような形で、第1候補として日程調整がどうか分からないが、次回の所管事務調査は管外で、最初にコンタクトをとっていただく。それがかなわなければ、それは次の機会に伸ばすことにし、そのときは給食センターの調査をしたいと思うが、よろしいか。

（いいとの声あり）

委員長：休憩する。【休憩 15時42分】

委員長：再開する。【再開 15時44分】

委員長：所管事務調査については、3項目とその他所管に関する事項でよろしいか。

（いいとの声あり）

所管事務調査事項：①企業と連携したまちづくりについて

②防災活動に対する支援について

③学校給食における危機管理について

④他所管に関する事項について

議件（２）その他について

委員長：その他に入ります。16日に委員会で請願第3号、4号について意見書を出すということで、文言について整理することになっていたが、どのようにするのか。

中島委員：請願なので手元に案があるが、請願第3号の意見書、記の1.については、こんなのかなと思う。記の2.については、「住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保」とあるが、私たちにはどういう意味か分からない。複式校がだめみたいに聞こえる。

北村委員：複式学級の解消をめぐる、保障するために必要な取り組みを求めている。

中島委員：教育を保障するためにとるところと、複式学級の解消は誤解を招きかねないと思うので、この辺の削除が一つ。

記の3.の「教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること」、これはうちの町にはあまり関係ない。教頭・養護教諭・事務職員の配置削減が現実であれば分かりやすいが、そういうことはあるのか。

木村委員：現在はどうなっているのか分からない。統合されていて、今はそういう規模がないのではないか。

委員長：今の木村委員の意見を踏まえてどうか。

中島委員：そういう考え方をしたら、3.の文言はあるのか。現状を把握していないので、北村委員が把握をしているのであれば、意見を聞かせてほしい。この文言は今の時代としてふさわしいのか。

記の4. 5. 修学旅行費や教材費などの保護者負担は、教育予算全般的に増えていると思う。項目を挙げず、「修学旅行費、教材費など」を削り、「保護者負担の解消、就学保障の充実など教育予算の十分な確保・拡充を行うこと」にしては。国に申し入れをするのに、「国の責任において」という文言はあえて必要か。

木村委員：先程はあのように言ったが、ふと思ったのは、この手の教育要求は全国共通になる。

中島委員：確かに、こういうのは全国レベルでくるが、色々なことが書いてあり、一定の理解はできる。ある程度危惧して、全国レベルの意見案にすることもうちの議会で配慮しなければならぬこともある。ここの部分においては、文言をカットしても役割は果たせると思っている。あえて、記の部分で意見を申し上げた。

委員長：中島委員と木村委員のやり取りを聞いて、「記」以下の文言の整理をしたい。

北村委員：国に関わることで出すが、清水町に限っての話ということにしなくても、今までもそういうふうに来てきたのではないかとと思うが、そこら辺はどうか。

中島委員：去年は去年だと思っている。当委員会は改選になっているので、それはそれとられている。私は複式学級を否定しているように思う。

事務局長：複式学級は学年が一緒になっている。そこを別にしなさいということだと思う。

委員長：休憩します。【休憩15時53分】

委員長：再開します。【再開16時11分】

委員長：添削部分をまとめる。「記」以降、1.はそのまま。2.は3行目「また、」以降はすべて削除。3.は「子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、必要な予算を確保すること。」とする。4.は「修学旅行費、教材費など」を削除、「保護者負担の解消、就学保障の充実など、教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。」とする。5.は「就学援助制度の充実に向け、予算の十分な確保、拡充を行うこと。」ということによろしいか。

(いいとの声あり)

委員長：このように意見書を添削させていただく。北村委員、今の添削でよろしいか。

北村委員：はい。

委員長：了解を得ましたので、そのように意見書を作成したい。

次に、請願第4号の意見書の精査を始める。

鈴木委員：前回話をした記の4.「また、」以降を削除されてはいかがか。

委員長：前回も出ていた特定の税に対して、そこは確保すべきだろうという意見書になっているが、そこを削除してはどうかという鈴木委員からの意見。

中島委員：地方財政の一部としてゴルフ場利用税を当てにすること。現実には今は利用税がかかっているが、実際にゴルフをスポーツとみた場合、利用税はなくなる。スポーツをするのに利用税はない。ゴルフ場だけ利用税がかかるというのは、スポーツとして

認めていない。そんな中で、鈴木委員が言ったように、これを固定概念として意見書として出すわけにはいかないという感じはする。

木村委員：町の予算の状況からみると、収入は結構な金額になる。

中島委員：町では利用税としていただいているので、それを財源とみたとき、非常に貴重な財源だという気持ちもある。一方、ゴルフをやる側では、年齢的に利用税がかからない年だが、スポーツだという発想がある。

委員長：今、4. に関して「また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。」を削除という意見が出ているが、これでよろしいか。

(いいとの声あり)

委員長：他の1. 2. 3. 5. 6. で添削すべきところがあるか。

中島委員：3. の復興交付金について、我が町としてどうとらえていいのか、答えが出せないでいる。交付税については、地元負担を生むという問題で、考えられない災害を受けているので、応援してあげたい気持ちもある。反面、応援したらうちの予算も色々な部分で減ってきているのが現実で、だからと言って応援しなければならないのか。3. を読んでいて、「また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること」、これは復興交付金、震災復興特別交付税に限って、その地域のことだけを指して言っている。この文書をどのように解釈したらいいのか。

委員長：休憩します。【休憩16時21分】

委員長：再開します。【再開16時22分】

委員長：地方財政の充実・強化を求める意見書の添削は、1. 2. 3. まではそのまま、4. は「また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。」を削除、5. 6. はそのままということで、意見書として提出することでもいいか。

(いいとの声あり)

委員長：北村委員、よろしいか。

北村委員：はい。

委員長：そのように委員会として決定する。

次に、議会運営委員会で検討されていることで、議運委員の1名から「一般質問のあり方で連名質問はできないか」という意見が出されたところ、通告制を取っている限り難しいという全道の議長会の見解であったり、どこもやっていない、法律的にはとがめられるような内容ではないにしろ、運営上よろしくないということで、その委員はその部分に関しては納得した。また、手法を変え、通告性にも準じて他の県議会・町議会などで事例のある関連質問はできないかという話をしたが、事例も運営の仕方もよく分からないので、そのことについて各常任委員会で話をし、色んな意見を聞いた上で、再度、議会運営委員会で検討することになっている。例えば、三重県議会でも一般質問をして聞き漏らした点をその日のうちに議長に通告すれば、最後に関連質問ができるという手法をとっている。清水町議会でも、毎回やるということにはならないが、最初に一般質問をされた方の意図を真逆にするような関連質問は受け付けられないというルールをつくり、その日のうちに同じような質問で最初の議員が再質問で漏らした点について、もう一回聞いてというような道筋をつくっておくのも悪くはないのではという意見が出された。それで当委員会では皆さんの意見を聞きたい。

木村委員：感想だが、気持ちの上では理想的だなと思う。この間の議会報告会の御影で、賛成討論と反対討論で反対などに対する意見がないのはおかしいのではという意見が出ていた。そっちを論議するのが先かと思う。

北村委員：あのときに議長が自由討議という形態もあると答えていた。それはどうか。

委員長：休憩します。【休憩16時28分】

委員長：再開します。【再開16時32分】

口田委員：質問した人を踏みにじるようなことはしてはならない。

委員長：今、口田委員の心配ごとは議長も心配されていた。通告が上がってきたときに本人の許可プラス本人の意図が真逆ではないか、最初に質問した方を愚ろそうするような、失礼にあたるような内容であれば許可できない。質問し忘れて次の人をお願いして聞いてもらおうと、町民の方も「あの続きなのか」ということで理解しやすくなるのではないかと、その委員は議会運営委員会で言っていた。

口田委員：他の議員が頼まれて、それを今度は自分が聞くぞというようなことを何度もやっていたら、おかしくなってしまうのではないか。

委員長：休憩します。【休憩 16時34分】

委員長：再開します。【再開 16時40分】

委員長：本来的に難しいのは間違いない。どんな手法をとるか、それぞれ事例を集め、口田委員が言われたような場合であれば、最初の質問者のことも考える必要があるだろうし、他の手法もある。一般質問に関して、自分の思ったことをタイムリーにやる手法がもっとあれば、そちらも検討の議題に上げるべきだと思う。早急にどうするか決められる案件ではないので、今後、議会運営委員会で改善できるように協議するので、委員会としてはこのくらいにしておきたい。

その他に何かあるか。

(なしとの声あり)

委員長：長時間にわたり検討いただいてありがとうございました。明日も一般質問がありますので、お帰りの際は気を付けてお帰りください。ご苦労様でした。